

企業主導型保育事業点検・評価委員会の開催について

令和元年 11 月 22 日
内閣府特命担当大臣決定

最終改正 令和5年10月12日

1 趣旨

企業主導型保育事業について、国及び国の補助事業者として企業主導型保育事業に要する経費を補助する事業の実施主体となる機関（以下「実施機関」という。）が適切な役割分担を図りながら事業を効果的・安定的に運営していく実施体制の構築に資するため、企業主導型保育事業点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 所掌事務

委員会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関の候補の選定に関する事項
- (2) 実施機関による企業主導型保育事業の実施状況についての点検及び評価に関する事項

3 構成員

- (1) 委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員会に座長を置き、構成員の互選により選任する。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

4 庶務

委員会の庶務は、こども家庭庁において処理する。

5 その他

委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別 紙)

企業主導型保育事業点検・評価委員会名簿

石毛	和夫	弁護士（弁護士法人 ほくと総合法律事務所）
忽那	ゆみ代	全国社会福祉法人経営者協議会保育事業経営委員会専門委員
高祖	常子	NPO 法人ファザーリングジャパン理事
馬場	充	公認会計士（馬場公認会計士事務所）
平川	祥子	東京都福祉局子供・子育て支援部認証・認可外保育施設担当課長
的場	康子	株式会社第一生命経済研究所主席研究員
吉田	正幸	株式会社保育システム研究所 代表
渡辺	将	横浜市こども青少年局保育・教育部保育対策等担当部長

（五十音順、敬称略、役職は令和5年10月12日現在）